

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 事業名

不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い用務

(2) 契約書（案）及び仕様書（案）

別紙、契約書及び仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

(4) 売払い物品

別紙、不用パソコン一覧表のとおり

(5) 回収先

別紙、不用パソコン一覧表のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1

項各号に該当しない者であること。

- (5) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同規模程度の業務について過去2年間に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、下記(3)の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、入札参加資格確認通知書により、入札者に対して通知するものとする。なお、提出期限（令和2年10月8日（木）午後5時15分）までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

(1) 提出書類

ア 法人登記簿謄本（コピー可）※提出日より3ヵ月以内のものに限る。

イ 印鑑証明書（コピー可）

ウ 身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式7）

※ 長3封筒を同封すること。封筒に84円切手を貼付し、入札参加資格確認通知書の送付先の宛名を記入すること。

(2) 提出期限

令和2年10月8日（木）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出場所

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部情報政策課（本庁舎5階）

電話 024-521-7135（直通 FAX 024-521-7892）

電子メール jouhou_system@pref.fukushima.lg.jp

(4) 提出方法

郵送又は持参とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、令和2年10月8日（木）午後5時15分必着とする。

(5) 提出部数

各1部

- (6) 審査結果は、令和2年10月13日（火）までに通知する。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書、申請書等の配布場所及び問合せ先
4の(3)に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書等は、福島県企画調整部企画調整課のホームページからダウンロード
することができる。不用パソコン一覧表は、4の(3)に掲げる場所で直接請求すること。

(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>)

- (2) 入札説明書等の配付期間

公告のあった日から同年10月8日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年10月16日（金）午前10時00分

福島県福島市 杉妻 町 2 番 16 号

福島県庁本庁舎 4 階 401会議室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記5(3)の場所で提出
すること。郵便による入札は不可とする。

- (2) 代理人出席の場合は、委任状（様式4）を上記5(3)の場所で提出すること。

- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する
額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
た金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免
税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入
札書に記載すること。

イ 入札者の住所、名称及び代表者氏名の記載及び代表者の押印をすること。

ウ 代理人として入札する場合の入札書には、入札者の住所、名称、代表者氏名のほか
に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

エ 入札書には①消去等作業費用、②売買代金（買取額）、③差引総額（①消去等費用－②
売買代金（買取額））をそれぞれ記入すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札価格の100分の3以上の額の入札保証金を納付しな
ければならない。

- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又
は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、
又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出
するものとする。

- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を令和2年10月16日（金）午前10時00分までに、上記4(3)の場所に提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項第1号及び第2号（別記1）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金免除申請書（様式2）に保険証書又は業務実績証明書を添付して令和2年10月8日（木）午後5時15分までに上記4(3)の場所まで申請するものとする。
- ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、開札日の前日までに申請するものとし、事前に上記4(3)に掲げる県の指示を受けるものとする。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
- ア 入札参加資格確認 通知書（入札者が本書を持参すること。）
- イ 委任状（代理人が出席する場合のみ。）
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした3者による随意契約に移行する。その際は、見積書（様式6）に必要事項を記載して提出すること。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記アからエのとおり入札仕様書等に関する質問書（様式5）により関係職員に説明を求めることができる。なお、質問書の提出期限は下記エまでとする。
- ア 電話など口頭による質問は受け付けない。
- イ 質問書（様式5）の提出は、4(3)に示す場所へ、郵送、FAX又は電子メールにより送付することとし、送付後必ず電話により送付の確認を取ること。
- ウ 質問書によるものは入札仕様書等に関する回答書（様式5-2）により令和2年10月13日（火）までに、福島県企画調整部企画調整課のホームページに掲載する。
- なお、事業者名は公開しない。
- (URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>)

エ 質問書の受付期間は、公告のあった日から令和2年10月7日（水）午後5時15分（必着）とする。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出すること。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の業務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 記名、押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (12) 入札参加資格確認審査において虚偽の申請を行った者のした入札
- (13) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

13 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知をするので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書及び財務規則による。

17 当該契約に関する業務を担当する課

上記4の(3)と同じである。

(別記1)

福島県財務規則 (抜粋)

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)から(18)まで (略)

(入札保証金の減免)

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格

を有する者であって、過去２年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。（略）